

障害者虐待防止の推進

千葉県健康福祉部障害福祉事業課
虐待防止対策班

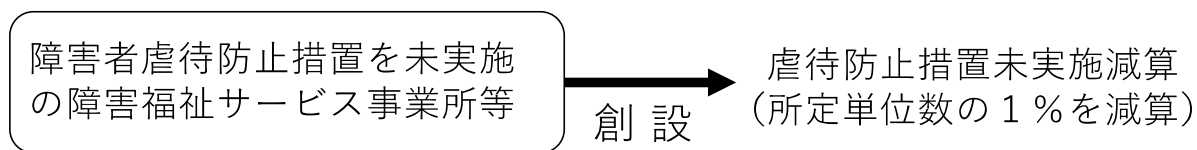
I 虐待防止措置

【現行】令和4年度から義務化

- ①虐待防止委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- ③上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

【令和6年度～】

1 《施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため》



2 指定基準の解釈通知において、以下を明示

- ・虐待防止委員会（身体拘束適正化委員会を含む。）において、外部の第三者や専門家の活用に努めること。
- ・障害福祉サービス事業所等の管理者及び虐待防止責任者が、都道府県の実施する虐待防止研修を受講することが望ましいこと。

II 身体拘束の適正化

【身体拘束適正化措置】

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

身体拘束廃止未実施減算

【現行】 減算額 5 単位

【令和 6 年度～】 ※基準を満たしていない場合

○施設・居住系サービス

障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

所定単位数の10%を減算する。

○訪問・通所系サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

所定単位数の1%を減算する。

Ⅲ 本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

各障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知において、以下の旨を明記する。

○本人の意思に反する異性介助がなされないよう、

サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、

本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき

IV 最近の虐待事案

- 1 身体的虐待… 職員が入所者の男性を殴ったり、髪を引っ張るなどの暴行（宮崎県・障害者支援施設）
- 2 性的虐待… 職員が送迎中に、利用者に対しわいせつな行為をし、その様子をスマホで撮影（新潟県・訪問介護施設）
- 3 心理的虐待… 職員が利用者へ食事を提供する際に、「えさをやりに行く」と暴言（奈良県・就労支援施設）
- 4 放棄・放置… 暑くても、利用者はエアコンを使わせてもらえず。（奈良県・就労支援施設）
- 5 経済的虐待… 職員が、利用者の通帳から現金を勝手に引き出し着服（佐賀県・グループホーム）

千葉県内の虐待事案

【性的虐待】

- ・ 職員が、利用者の排せつ状況を写真撮影
- ・ 利用者の写真を撮影する場合、保護者の同意が必要だが、同意なく撮影
- ・ また、写真をほかの複数の職員と業務連絡用のライングループで共有

【経済的虐待】

- ・ 全国的にグループホーム等を運営する事業者が、利用者からの食材料費を、国基準に違反し過大に徴収